

## 令和8年度下妻市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

### 1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るために必要な方針を定めるものとする。

### 2 適用範囲

調達方針の適用範囲は、市の全ての機関が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

### 3 調達する物品等及び目標額

（1）市が調達する物品等は、障害者就労施設等が供給できるものとし、市が調達可能な物品等とする。

（2）優先調達の目標額は、前年度を上回る額とする。

### 4 障害者就労施設等からの物品等の調達方法

（1）執行機関等に法の趣旨を周知するとともに、障害者就労施設等の受注可能物品等の情報提供を行うことにより、円滑に障害者就労施設等へ発注することが出来るよう努めるものとする。

（2）発注については、施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定等に努めるものとする。

（3）必要に応じて、共同受注窓口の機能を有する茨城県共同受発注センターを活用し、発注内容を複数の障害者就労施設等で対応することにより、施設等への発注機会の拡大に努めるものとする。

### 5 調達実績のとりまとめ及び公表

調達実績は、令和9年5月末までに概要を取りまとめ、市のホームページにより、速やかに公表するものとする。

### 6 調達方針の担当窓口

この調達方針の担当窓口は、保健福祉部福祉課とする。